

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

伊佐市水道課より大切なお知らせ

「水道法の一部を改正する法律」の施行により**令和元年10月1日**から
指定給水装置工事事業者は**5年ごとの更新**が必要になりました

- ・指定の有効期間は、これまでの無期限から**5年間**となります
- ・更新申請時期については、郵送にて通知をしますが、郵便の不着や未更新の方への**再通知**はいたしません
- ・有効期間内に更新の申請がない場合は、**指定の失効**となりますのでご注意ください

指定を受けた日（指定年月日）	初回更新までの有効期間
H19.4.1～H25.3.31	令和5年9月29日 まで
H25.4.1～R1.9.30	令和6年9月29日 まで

●指定更新の要件は**水道法第25条の3**（指定の基準）に準拠

- ①給水装置主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、通知をします。

○指定店更新時に4項目の確認をおこないます

(※法第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認)

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ②業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等について）
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

○指定更新時に必要な書類（HPよりダウンロードして下さい。）

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）
- ・誓約書（様式第2）
- ・機械器具調書（写真添付）（別表）
- ・定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票（個人）
- ・給水工事主任技術者選任（様式第3）
- ・指定更新時確認事項（別紙1）
- ・従来の指定給水装置工事事業者証
- ・その他必要書類など

※更新手数料：10,000円

◇更新申請についてのお問い合わせ
伊佐市水道課
TEL：0995（23）1311（内線：1294）